

様式12

〔附〕

(10) - 43.

令和3年6月25日

茨城県知事 大井川 和彦 殿



茨城県猿島郡五霞町山王 368-1

医療法人 佳和会 ✓

理事長 芝田佳三

電話 0280 (84) 3881

決 算 届

令和2年 4月 1日から令和3年 3月 31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

## 様式1 2

### [添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

#### A. 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。

6. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

#### B. 社会医療法人債を発行した法人の場合は、次の書類を添付すること。(ただし、10及び11は社会医療法人に限る。)

7. 純資産変動計算書
8. キャッシュ・フロー計算書
9. 附属明細書
10. 公認会計士又は監査法人の監査報告書
11. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

(注) 1. 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りる。  
2. 提出は毎会計年度終了後3月以内である。  
3. 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項（組合等登記令（昭和39年政令第29号）の変更登記が必要である。

事 業 報 告 書  
(自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 佳和会

- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 茨城県猿島郡五霞町山王 368-1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成12年 8月 8日

(4) 設立登記年月日 平成12年 8月 31日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	芝田 佳三	
理 事	芝田 千恵子	
同	鈴木 喜一郎	
監 事	澄川 寛治	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。  
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)  
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

## 〔別 紙〕

## 様式1

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	芝田クリニック	茨城県猿島郡五霞町山王 368-1	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設について  
は、その旨を施設の名称の下に【     】書で記載すること。  
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床の  
それぞれについて内訳を[     ]書で記載すること。  
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類または事業名	実施場所	備考
訪問介護事業所	茨城県猿島郡五霞町原宿台 1-3-1	
通所介護サービスセンター	茨城県猿島郡五霞町原宿台 1-3-1	通所定員 20人
サービス付き高齢者向け住宅	茨城県猿島郡五霞町原宿台 1-3-1	入居定員 25人
認知症対応型共同生活介護施設	埼玉県久喜市栗原 296-3	入所定員 9人

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）  
なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項  
令和 2年 6月 1日 令和1年度決算の決定

- (5) 当該会計年度に開設（許可を含む）した主要な施設  
なし

## 様式2

法人名 医療法人 佳和会  
 所在地 茨城県猿島郡五霞町山王368-1

※医療法人整理番号

財 产 目 錄  
 (令和 3年 3月 31日現在)

1. 資 産 領	284,405 千円
2. 負 債 領	247,007 千円
3. 純 資 産 領	37,398 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	77,775
B 固定資産	206,630
C 資産合計 (A+B)	284,405
D 負債合計	247,007
E 純資産 (C-D)	37,398

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 貸借 ■ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建 物 (□ 法人所有 □ 貸借 ■ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

## 様式3-2

法人名 医療法人 佳和会  
 所在地 茨城県猿島郡五霞町山王368-1

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表  
 ( 令和 3年 3月 31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	77,775	I 流動負債	19,178
II 固定資産	206,630	II 固定負債	227,829
1 有形固定資産	178,449	(うち医療機関債)	( 0)
2 無形固定資産	0	負債合計	247,007
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	28,181 ( 0)	純資産の部	
資産合計	284,405	科 目	金 額
		I 出資金	15,000
		II 積立金	22,398
		純資産合計	37,398
		負債・純資産合計	284,405

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに

に、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人 佳和会  
所在地 茨城県猿島郡五霞町山王368-1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
(自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	301,277
2 事 業 費 用	303,417
本來業務事業損失	△ 2,140
B 附帶業務事業損益	
1 事 業 収 益	0
2 事 業 費 用	0
附帶業務事業利益	0
事 業 損 失	△ 2,140
II 事 業 外 収 益	4,492
III 事 業 外 費 用	3,554
經 常 損 失	△ 1,202
IV 特 別 利 益	0
V 特 別 損 失	0
稅 引 前 当 期 純 損 失	△ 1,202
法 人 稅 等	391
當 期 純 損 失	△ 1,593

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

## 様式 6

# 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 佳和会

理事長 芝田 佳三 殿

私は、医療法人佳和会の令和2年会計年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和3年5月28日

医療法人 佳和会

監事 澄川 寛治

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。